

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第22号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

| | |
|---|---|
| ○平成29年兵庫県告示第400号（太陽光発電施設の設置等に関する基準）の一部改正（建築指導課） | 1 |
|---|---|

告 示

兵庫県告示第373号の2

平成29年兵庫県告示第400号（太陽光発電施設の設置等に関する基準）の一部を次のように改正する。

この告示は、平成30年4月1日から施行し、改正後の平成29年兵庫県告示第400号の規定は、同日前に着手する太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第7条第1項に規定する設置工事又は同条例第10条第1項に規定する増設等工事については、適用しない。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

表1の款(9)の項を次のように改める。

| | |
|-----------|--|
| (9) 緑地の保全 | <p>ア 森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置する太陽光発電施設にあっては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(7) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(4) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね25パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>イ アにかかわらず、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている私有林を含む土地に設置する事業区域の面積が50ヘクタール以上の太陽光発電施設にあっては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(7) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(4) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね60パーセント以上（次に掲げる区域を含む土地である場合にあっては、地域の実情を勘案し緑地の保全に関して関係市町長が特に認めるときを除き、おおむね80パーセント以上）の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>a 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域</p> <p>b 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域</p> |
|-----------|--|

表2の款(1)の項中「(昭和26年法律第249号)」を削る。